

5. 工場立地法における敷地外緑地制度に関するガイドラインについて



本市では、既存工場の老朽化に伴う市外流出の防止を図るため、平成 18 年 4 月に工場立地法地域準則条例及び「緑の工場ガイドライン」を施行し、工場敷地内の緑地面積率の緩和及び質の高い緑地形成を推進し、工場周辺の住環境との調和を図ってきたところです。

しかしながら、一部の既存工場においては、建替えの必要性が生じているものの、工場敷地内に緑地を確保する余地がなく、現地での投資計画を実行できない状況が見受けられ、老朽施設をそのまま使用することによる防災面での不安や、省エネ、CO₂削減等の環境負荷の低減が進まない状況にあります。

また、本市の緑地保全の観点では、多様な生物が生息し、クールダムとしての機能を持つ貴重な樹林地として、南部丘陵の緑地保全を進めていますが、近年、人と里山との関わりが希薄になり、適正な保全、管理を行うための人材や財源が不足している状況にあります。

そこで、本市では、既存工場の現地での建替えを促進し、継続的な操業を可能にするることによる「地域産業の活性化」と南部丘陵の里山の整備・保全を行うことによる「地域環境の保全」をめざした「工場立地法における敷地外緑地制度に関するガイドライン」を平成 26 年 12 月に創設しました。

その後、令和 4 年 7 月に実施した工場立地法地域準則・特区条例への改正による規制緩和に合わせ、これまでは特例既存工場のみを対象としていた敷地外緑地制度を、新設工場及び特例外既存工場も対象とする改正を行いました。

ガイドラインは、本市において敷地外緑地が認められる場合や、その判断基準の考え方を示すもので、この制度を通じて、環境保全と地域産業の活性化を両立させ、次世代へと繋がる持続可能な都市・界の実現をめざします。